ホ　保険期間４９か月を超え６０か月までの契約

(ｲ) 未経過期間４９か月以上で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の１年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の１年を超える部分の社費中損害調査費相当部分

＋（１２か月契約の純保険料率＋１２か月契約の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}-48\text{か月}}{12\text{か月}}$$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$$

(ﾛ) 未経過期間３７か月以上４８か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の２年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の２年を超える部分の社費中損害調査費相当部分

＋（６０か月契約の１年超２年以内の純保険料率＋６０か月契約の１年超２年以内の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}-36\text{か月}}{12\text{か月}}$$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$$

(ﾊ) 未経過期間２５か月以上３６か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の３年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の３年を超える部分の社費中損害調査費相当部分

＋（６０か月契約の２年超３年以内の純保険料率＋６０か月契約の２年超３年以内の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}-24\text{か月}}{12\text{か月}}$$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$$

(ﾆ) 未経過期間１３か月以上２４か月以下で解約する場合

返還保険料＝６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分

＋（６０か月契約の３年超４年以内の純保険料率＋６０か月契約の３年超４年以内の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}-12\text{か月}}{12\text{か月}}$$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$$

(ﾎ) 未経過期間１２か月以下で解約する場合

返還保険料＝（６０か月契約の４年を超える部分の純保険料率

＋６０か月契約の４年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$$

＋６０か月契約の付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{60\text{か月}}$$

(2) 保険期間開始前の解約

返還保険料＝純保険料率、社費中損害調査費相当部分

及び付加賦課金中被害者保護増進等事業充当相当部分の全額